

組合員のみなさまへ

わかやま農業協同組合
代表理事組合長 坂東 紀好
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症にかかる農業支援補助事業と

事業内容に関する説明会開催のご案内

組合員のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素はJA各事業にご支援・ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大による農業経営への影響が懸念される中、国からの農業に対する各種支援対策が示されました。

つきましては、支援対策の概略について下記のとおりご案内させていただきます。

また、説明会も予定しておりますので、是非ご参加ください。なお、補助事業の募集締め切りまでの日程が短いため、大変急な説明会となっておりますが、ご理解のほどよろしく申し上げます。

記

1、「経営継続補助金」について

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農業者の取組を支援する。

- ・対象者 : 農業者（個人・法人）
- ・支援内容 : (1) 経営継続に関する取組みに要する経費 補助率 3/4（上限 100万円）
(2) 感染拡大防止の取組みに要する経費 補助率 定額（上限 50万円）

2、「高収益作物次期作支援交付金」について

需要の減少により市場価格が低迷するなどの影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、国内外の新たな需要促進につなげる。

- ・対象者 : 令和2年2月～4月末(第1回)の期間に「野菜・花き・果樹・茶等」を出荷した生産者
- ・支援内容 : (1) 種苗等の資材購入や機械レンタル等の支援（5万円/10a）
(2) 新たな品種の導入や新たな販売契約に向けた取組を支援（2万円/10a）

※ 説明会の開催日程・お問い合わせ先は裏面に記載していますのでご覧ください。

●開催日程

※新型コロナウイルス感染予防のため、必ずマスク着用でご参加ください

開催場所	対象地区	日時
西部営農センター	西ブロック	7月4日(土) 10:00～
本店 大ホール	北ブロック	7月7日(火) 10:00～
南部営農センター	南ブロック	7月7日(火) 13:30～
本店 大ホール	中央ブロック 〔 四ヶ郷中之島・宮 西和佐・西和佐西部 〕	7月7日(火) 15:30～
本店 大ホール	中央ブロック (小倉)	7月8日(水) 13:30～
本店 大ホール	東ブロック	7月8日(水) 15:30～
本店 大ホール	中央ブロック (和佐)	7月9日(木) 14:00～

●お問い合わせ先

西部営農センター 073-480-3450 南部営農センター 073-444-0390
 北部営農センター 073-464-4560 営農生活部 073-473-9402
 中央営農センター 073-471-0102

経営継続補助金



○目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農業者の取組を支援します。

○対象者 **農業者（個人・法人）**

※常時従業員が20人以下

※支援機関（裏面）の支援を受ける必要があります。

○補助上限額

・単独申請 **150万円**

・グループ[°]（共同）申請 **1,500万円**

< 補助の対象となる経費 > （単独申請の例）

① 経営継続に関する 取組に要する経費

- ① 機械装置等費
- ② 広報費・展示会等出展費
- ③ 旅費
- ④ 開発・取得費
- ⑤ 雑役務費
- ⑥ 借料
- ⑦ 専門家謝金・専門家旅費
- ⑧ 設備処分費
- ⑨ 委託費・外注費

補助率 **3/4**
補助上限額 **100万円**

② 感染拡大防止 の取組に要する経費

- ① 消毒費用
- ② マスク費用
- ③ 清掃費用
- ④ 飛沫対策費用
- ⑤ 換気費用
- ⑥ その他の衛生管理費用
- ⑦ PR費用

補助率 **定額**
補助上限額 **50万円**

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和2年12月末まで）に支払が完了した経費（支払方法等について要件があります）
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

要件等は裏面へ

補助要件

「①経営の継続に関する取組」の補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

- (例1) 作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入 (※)
- (例2) 作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるスペース統合やレイアウト変更
- (例3) 人と人との接触機会を減らす販売方法 (ネット販売、無人販売など) の開始

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

- (例1) 人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定
- (例2) Web会議システムの導入

※ 接触機会を減らす省力化機会等の例



農薬散布用ドローン



野菜苗移植機



発情発見装置



果実等自動選別機

「支援機関」が農業者の申請や事業の実施をサポートします。
詳しくは、下記までお問い合わせください。

＜支援機関＞ わかやま農業協同組合

●お問い合わせ先

西部営農センター 073-480-3450

南部営農センター 073-444-0390

北部営農センター 073-464-4560

営農生活部 073-473-9402

中央営農センター 073-471-0102

スケジュール

★申請開始

令和2年6月29日

★一次受付締切

令和2年7月15日

★2次募集

現在調整中

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 生産者の皆さまへ

～高収益作物次期作支援交付金のご案内～

新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少する等の影響を受けた高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）について、次期作に前向きに取り組む生産者の皆さまを支援いたします。

支援対象となる生産者

令和2年2月から4月の間に野菜、花き、果樹、茶について、出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかった生産者

※1：5月以降に出荷を開始した場合の支援対象については、今後の公募の際にお示しします。

※2：野菜、花き、果樹、茶以外の高収益作物は、都道府県と国との協議により都道府県単位で追加される場合があります。

支援内容その1（要綱第4の2の（1）関係）

◆ 高収益作物の次期作に向けた取組に対して、次のとおり支援します。

【支援単価】

① 基本単価 5万円/10a ※中山間地域等では単価を1割加算

② 施設栽培のうち高集約型品目の単価

対象品目（高集約型品目）： 新型コロナウイルス感染症の影響で需要が減少した品目	交付単価
施設栽培の花き、大葉及びわさび	80万円/10a
施設栽培のマンゴー、おうとう及びぶどう	25万円/10a

【対象施設】 加温装置（空調装置）又はかん水装置がある施設

（いわゆる雨よけハウスは除きます。）

※1：都道府県から国への協議により、都道府県単位で対象品目・対象装置が追加される場合があります。

※2：中山間地域等の1割加算はありません。

対象となる取組例

- ・生産・流通コストの削減の取組
- ・種苗、肥料、農薬等の資材の購入
- ・土壌改良資材の投入
- ・自動環境制御装置の活用
- ・作業環境の改善の取組
- ・事業継続計画の策定

等



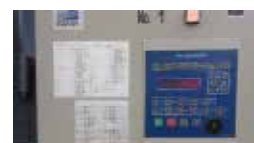
機械化体系の導入



被覆資材の導入



空調装置の導入



環境制御盤の導入

支援内容その2 (要綱第4の2の(2)関係)

- ◆ 次期作に向けた下記の①～③のいずれかの取組を行う場合に、10a当たり2万円を支援します。 ※中山間地域等では単価を1割加算

対象となる取組

- ① 新たに直販等を行うためのHP等の整備
- ② 新品種・新技術の導入等に向けた取組
- ③ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業・GAP等の取組

※2万円/10a × 取組数(3取組(①②③全て)で、最大6万円/10a)



研修会の開催



新品種導入

支援内容その3 (要綱第4の2の(3)関係)

- ◆ 高品質なものを厳選して出荷する取組に対して、取組を行った人数・日数に応じ、1人・1日あたり2,200円を支援します。

※新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年2月以降、厳選出荷に取り組んだ期間が対象となります。

【対象品目】

花き、茶、施設栽培の大葉、わさび、マンゴー、おうとう及びぶどう

※都道府県から国への協議により、都道府県単位で対象品目が追加される場合があります。

※施設栽培のうち、いわゆる雨よけハウスは除きます。

対象となる取組

(花きの取組例)

- ・フラワーネット張りの調整
 - ・芽かき・摘花・整枝
 - ・冷蔵貯蔵等による出荷調整
- 等



芽かき・摘花等

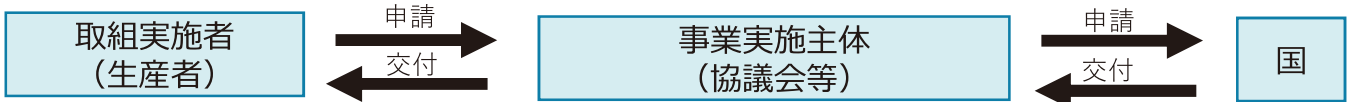
(茶の取組例)

- ・被覆作業の実施
 - ・化粧ならし・遅れ芽除去
 - ・荒茶の分別製造調整
- 等



茶の被覆作業の実施

<事業の流れ>



本事業に関する問い合わせ先

農林水産省 生産局 園芸作物課	☎03-6738-7423	東海農政局 生産部 園芸特産課	☎052-223-4624
北海道農政事務所 生産支援課	☎011-330-8807	近畿農政局 生産部 園芸特産課	☎075-414-9023
東北農政局 生産部 園芸特産課	☎022-221-6193	中国四国農政局 生産部 園芸特産課	☎086-224-4511
関東農政局 生産部 園芸特産課	☎048-740-0434	九州農政局 生産部 園芸特産課	☎096-300-6253
北陸農政局 生産部 園芸特産課	☎076-232-4314	沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課	☎098-866-1653